

福知山市入札監視委員会運営要領

平成21年3月26日

一部改正 平成30年6月18日

(趣 旨)

第1条 この要領は、福知山市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づき、本市が発注する建設工事及び委託役務業務（公募型プロポーザル方式に限る。）（以下「案件」という。）について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性と公正な競争を確保するため、福知山市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 要綱第1条、第2条第1号、第2号、第3号及び第6条に定める案件のうち「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に定める建設工事とする。

(会議の特例)

第3条 緊急やむを得ない事情があり、要綱第5条に定める会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

(定例会議)

第4条 要綱第5条第4項に定める定例会議の開催時期及び要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象は、原則として、別表1のとおりとする。

2 定例会議への報告は、次の様式を提出して行うものとする。

- (1) 総括表 (様式1)
- (2) 入札契約方式別発注一覧表 [工事] (様式2-1)
- (3) 入札契約方式別発注一覧表 [委託役務業務] (様式2-2)
- (4) 指名停止等の運用状況一覧表 (様式3)
- (5) 談合情報対応状況一覧表 (様式4)

なお、様式1及び様式2については、設計価格が250万円以下のものを報告の対象から除外するものとする。

(抽出委員の選出)

第5条 要綱第7条に定める抽出事務を委任する委員（以下「抽出委員」という。）は、定例会議において、委員の互選により、次回の抽出委員を選出するものとする。

(抽出方法)

第6条 要綱第2条第2号に定める定例会議の審議の対象となる事案の抽出は、入札契約方式別発注一覧表の中から、抽出委員が事前に下記方法により行うものとする。

- (1) 抽出は、抽出委員が入札契約方式別に行う。
- (2) 抽出は、原則として定例会議開催の2週間前までに行う。

(抽出事案の説明)

第7条 抽出事案の説明については、入札契約方式毎に抽出事案説明書(様式5-1から様式5-5)を提出して行うものとし、説明は関係部長等(以下「部長等」という。)が行うものとする。

また、説明は、抽出案件に係る競争入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等を中心に行うものとする。

- (1) 抽出事案説明書(条件付一般競争入札) (様式5-1)
- (2) 抽出事案説明書(公募型指名競争入札) (様式5-2)
- (3) 抽出事案説明書(指名競争入札) (様式5-3)
- (4) 抽出事案説明書(随意契約) (様式5-4)
- (5) 抽出事案説明書(公募型プロポーザル方式) (様式5-5)

(再苦情処理会議)

第8条 要綱第5条5項に定める再苦情処理会議は、市長からの依頼により開催するものとする。

なお、定例会議との同時開催を妨げるものではない。

(再苦情の申立ての却下)

第9条 市長は、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。ただし、次の各号に掲げる再苦情の申立てについては、却下することができる。

なお、市長が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告するものとする。

- (1) 申立期間を徒過したもの
- (2) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- (3) 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの
- (4) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの
- (5) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるもの

(再苦情処理)

第10条 再苦情処理会議については、申立者及び部長等からの書面の提出、その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

2 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日(休日を含む。)以内に市長に報告するとともに、公表するものとする。

3 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(議事概要の作成及び公表)

第11条 定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要(様式6-1及び様式6-2)については、速やかに作成し、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

定例会議の開催時期及び要項第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める事務の対象

	開催時期	要綱第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める事務の対象
第 1 回	6 月	前年度の 10 月 1 日から 3 月 31 日までに契約した工事
第 2 回	12 月	当該年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに契約した工事